

吹田市立千里第三小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 吹田市立千里第三小学校 PTA (以下、「PTA」という) が保有する個人情報の取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という) の取扱について定めるものとする。

(責務)

第2条 PTA は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTA における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 PTA における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTA は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会員情報管理、文書の送付
- (2) 会員名簿・委員会名簿・地区の班分け名簿の作成・運用
- (3) PTA 行事・活動の運営および管理
- (4) PTA 役員・各委員会の代表・委員の選出・連絡
- (5) その他 PTA 運営上必要と認められる事項
- (6) 吹田市立千里第三小学校への提供

(利用目的による制限)

第8条 PTA は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄する。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、持ち出しに係る記録を作成したうえ、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは、鍵のかかる場所で保管する。管理者および取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。(ただし、第11条の場合及び地方公共団体を除く)

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供した年月日
- (5) 対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。(ただし、第11条の場合及び地方公共団体を除く)

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 提供を受けた年月日
- (6) 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 PTA は、本人から、個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 PTA 役員は、個人データの取扱に関する留意事項について、研修または勉強会を実施する。

(苦情の処理)

第17条 PTA は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 PTA の「吹田市立千里第三小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年7月10日より施行する。